

●香川県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成22年2月17日	訪問看護ステーション 絆 東かがわ市土居105番地木村ビル 1階東側1号室	株式会社 絆 さぬき市津田町津田23番地5